

## 山梨県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付事業の取扱いに関し必要な事項について定める。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「県社会福祉協議会」という。）とする。

### (県の役割)

第3条 県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付事業に対する県の役割は次のとおりとする。

- (1) 介護福祉士修学資金等貸付事業の実施に当たり、毎年度の事業開始前まで又は貸付計画書の内容の変更をしようとする前までに、県社会福祉協議会長から提出のあった貸付事業計画書(貸付予定人数、貸付予定額、返還見込額等(別紙1、2。))の内容について承認する。
- (2) 介護福祉士修学資金等の返還期間、返還額又は返還方法(当該返還期間等を変更する場合を含む。)について承認する。
- (3) 返還債務の裁量免除について承認する。
- (4) その他貸付事業の実施に当たり、必要な指導・助言を行う。

### (定義)

第4条 この要綱において「養成施設等」とは、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第7条第2号若しくは第3号又は第40条第2項第1号から第3号までの規定により指定された学校又は養成施設をいい、「実務者養成施設等」とは、法第40条第2項第5号の規定により指定された学校又は養成施設をいう。

### (修学資金等の貸与)

第5条 県社会福祉協議会長(以下「会長」という。)は、将来県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする者に対し、その申請により、次の各号に掲げる修学等に必要な資金(以下「修学資金等」という。)を貸し付けることができる。ただし、山梨県以外の都道府県から貸付けを受けている者については、本貸付事業の対象としない。

- (1) 養成施設等に在学し、将来県内において介護福祉士として第9条第1号アに規定する業務に従事しようとする者に対し修学資金(以下「介護福祉士修学資金」という。)を貸し付ける。
- (2) 実務者養成施設等に在学し、将来県内において介護福祉士として第9条第2号アに規定する業務に従事しようとする者に対し修学資金(以下「実務者研修受講資金」という。)を貸し付ける。
- (3) 県内に住所を有する者又は県内に所在する事業所又は施設に就労しようとする者であって、次条第3号アに規定する基準を満たす者に対し、再就職のための準備資金(以下「再就職準備金」という。)を貸し付ける。
- (4) 養成施設等に在学し、将来県内において社会福祉士として第9条第4号において準用する同条第1号アに規定する業務に従事しようとする者に対し修学資金(以下「社会福祉士修学資金」という。)を貸し付ける。
- (5) 第1号から第4号の修学資金等の貸付けは、無利子とし、契約を締結して行うものとする。

### (修学資金等の額等)

第6条 修学資金等の貸付け対象者、貸付期間及び貸付額は次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 介護福祉士修学資金

ア 貸与期間は養成施設等に在学する期間とし、養成施設等の修業年限を超えては貸し付けな

いものとする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

イ 貸付額は月額5万円以内とする。ただし、次に定める額を、加算することができるものとする。

(ア) 養成施設等に入学するために必要な資金（以下「入学準備金」という。）

初回の貸付け時に限り、20万円以内

(イ) 介護福祉士の業務に従事するために必要な資金（以下「就職準備金」という。）

最終回の貸付け時に限り、20万円以内

(ウ) 介護福祉士国家試験を受験するために必要な資金

平成29年度以降に養成施設等を卒業見込みの者であつて、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者に対し、1年度あたり4万円以内

(エ) 貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であつて、養成施設等に入学し、在学する者については、養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり、別表に掲げる額のうち貸付対象者の貸付け申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として加算することができる。

## (2) 実務者研修受講資金

ア 貸付期間は、実務者養成施設等に在学する期間とし、実務者養成施設等の修業年限を超えては貸し付けないものとする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りではない。

イ 貸付額は20万円以内とする。

## (3) 再就職準備金

ア 貸付対象者は、次の(ア)から(エ)までの基準をすべて満たす者とする。

(ア) 即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者

a 介護福祉士

b 実務者養成施設等において介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者

c 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）

(イ) (ア)に掲げる者として、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者

(ウ) 居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として再就労しようとする者

(エ) 直近の介護職員等として離職した日から原則として30日以上が経過しており、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ県社会福祉協議会に「再就職準備金利用計画書」を提出した者

イ 貸付額は40万円又は貸付対象者が県社会福祉協議会に提出した「再就職準備金利用計画書」に記載された額のいずれか少ない方の額とする。

ウ 貸付回数は、1人当たり1回限りとする。

## (4) 社会福祉士修学資金

ア 貸付期間は養成施設等に在学する期間とし、養成施設等の修業年限を超えては貸し付けないものとする。ただし、特に必要と認める場合は、この限りでない。

イ 貸付額は月額5万円以内とする。ただし、次に定める額を、加算することができるものとする。

(ア) 入学準備金

初回の貸付け時に限り、20万円以内

(イ) 就職準備金

最終回（社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあっては、初回又は最終回）の貸付け時に限り、20万円以内

(ウ) 貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であって、養成施設等に入学し、在学する者については、養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり、別表に掲げる額のうち貸付対象者の貸付け申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として加算することができる。

(連帯保証人)

第7条 修学資金等の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

(貸付契約の解除及び貸与の停止)

第8条 会長は、修学資金等の貸付けを受けている者が次の各号の一に該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 修学資金等の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (6) その他修学資金等の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 会長は、介護福祉士修学資金又は社会福祉士修学資金の貸与を受けている者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還債務の当然免除)

第9条 会長は、修学資金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。

(1) 介護福祉士修学資金

ア 養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国区域とする。また、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、当該被災県の区域とする。以下同じ。）において昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「指定業務」という。）に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該指定業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）において指定業務に従事した場合又は養成施設等に入学した時に45歳以上の者であって離職して2年以内に入学したものが指定業務に従事した場合にあっては、3年間）、引き続き、指定業務に従事したとき（法人における人事異動等より、貸付けを受けた者の意思によらず県外において指定業務に従事した期間は、返還免除対象期間に算入して差し支えない。また、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により指定業務に従事できなかった場合は、引き続き当該指定業務に従事しているものとみなす。ただし、当該指定業務に従事した期間には算入しない。第2号及び第3号において同じ。）。

イ アに規定する指定業務に従事している期間中に、指定業務上の理由により死亡し、又は指定業務に起因する心身の故障のため指定業務に従事することができなくなったとき。

(2) 実務者研修受講資金

ア 実務者養成施設等を卒業した日（実務者養成施設等を卒業した日において指定業務に従事する期間が3年に達していない場合にあつては、指定業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において指定業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と指定業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

イ アに規定する指定業務に従事している期間中に、指定業務上の理由により死亡し、又は指定業務に起因する心身の故障のため指定業務に従事することができなくなったとき。

ウ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により、国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であつて、本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、アの「卒業した日」を「国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。（次条第2号及び第3号において同じ。）

### (3) 再就職準備金

ア 第6条第3号アの(ウ)の介護職員等として就労した日から、県内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

イ アに規定する介護職員等の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に従事することができなくなったとき。

### (4) 社会福祉士修学資金

第1号を準用する。この場合において、第1号アの「介護福祉士」は「社会福祉士」と、「卒業した日」は「卒業した日（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により、国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であつて、本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、国家試験に合格した日。次条第2号及び第3号において同じ。）」と読み替えるものとする。

### (返還)

第10条 修学資金等の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、月賦又は半年賦の均等返還の方法等により、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間(第8条第2項の規定により修学資金が貸付けされなかった期間を除く。以下同じ。)の2倍に相当する期間(第6条第1号または同条第4号の規定により入学準備金及び就職準備金のいずれの貸付けも受けたときは16月を、同号の規定により入学準備金又は就職準備金のいずれかの貸付けを受けたときは8月を、次条又は第12条の規定により返還が猶予されたときは、当該猶予された期間を加算した期間)内にその貸付けを受けた修学資金等を返還しなければならない。

(1) 第8条第1項の規定により修学資金等の貸付契約が解除されたとき。

(2) 養成施設等又は実務者養成施設等を卒業した日から1年以内に県内において介護福祉士等として指定業務に従事しなかったとき。

(3) 養成施設等又は実務者養成施設等を卒業した日から1年以内に県内において介護福祉士等として指定業務に従事した後、前条第1号イ及び第2号イ並びに第3号イに規定する場合を除くほか、介護福祉士等として指定業務（再就職準備金を借り受けた者にあつては、介護職員等の業務。以下同じ。）に従事しなくなったとき。

(4) 前条第1号イ及び第2号イ並びに第3号イに規定する場合を除くほか、死亡し、又は心身の故障により指定業務に従事することができなくなったとき。

### (返還債務の当然猶予)

第11条 会長は、修学資金等の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金等の返還の債務の履行を猶予する。

(1) 第8条第1項の規定により修学資金等の貸与契約が解除された後、引き続き当該養成施設等又は実務者養成施設等に在学しているとき。

(2) 当該養成施設等又は実務者養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等において修学しているとき。

(返還債務の裁量猶予)

第12条 会長は、修学資金等の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金等の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）の履行を猶予することができる。

- (1) 県内において指定業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。

(返還債務の裁量免除)

第13条 会長は、修学資金等の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合は、修学等資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡又は障害により、貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったとき。
- (2) 県内において修学資金等の貸付けを受けた期間（実務者研修受講資金及び再就職準備金については1年）以上、介護福祉士等として指定業務に従事したとき。
- (3) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

(延滞利息)

第14条 修学資金等の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(会計経理)

第15条 県社会福祉協議会は、当該事業に関する会計について「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発 0329 第24号、社援発 0329 第56号、老発 0329 第28号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連盟通知）別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分しなければならない。

- 2 この事業を実施している間に貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する前項の会計に繰り入れるものとする。
- 3 前項に規定する会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書（別紙3、4）を作成し、知事に報告しなければならないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、修学資金等の貸付事業の実施に関し、必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

この要綱は、平成25年3月22日から施行する。

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

この要綱は、平成28年9月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年3月29日から施行し、平成30年2月1日から適用する。

この要綱は、平成30年12月25日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年7月8日から施行し、令和2年6月15日から適用する

## 別表

(単位：円)

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」に準ずる。